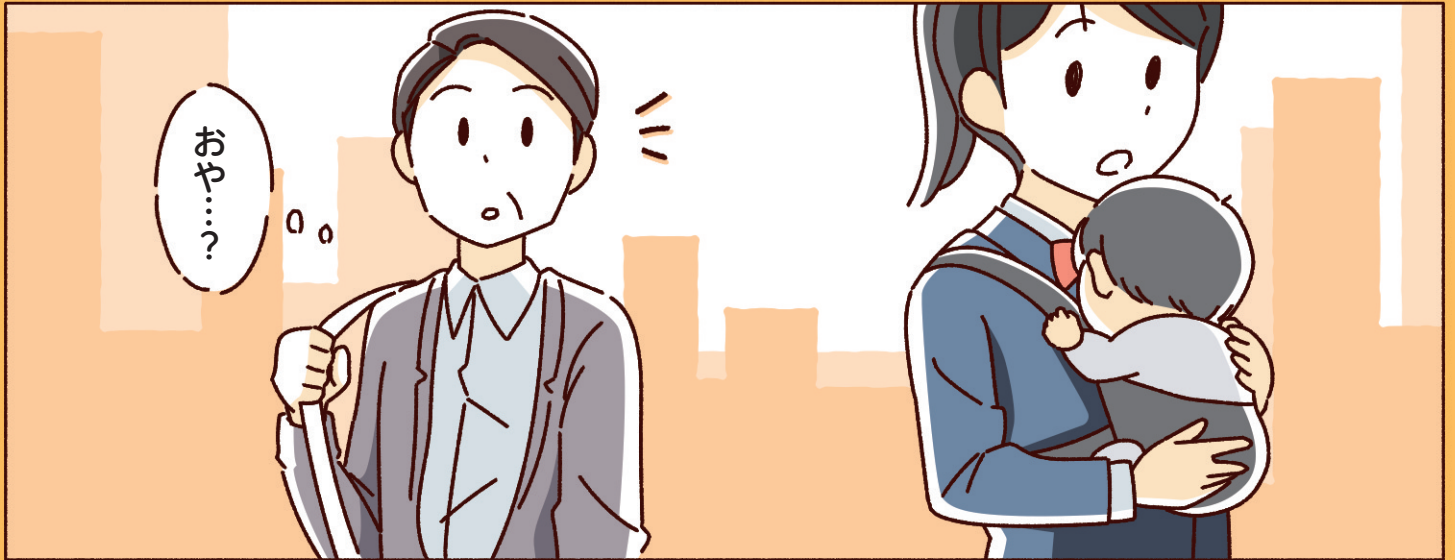


福島県

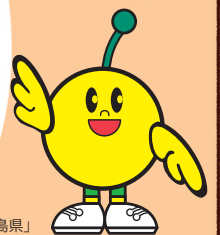
ヤングケアラー支援ハンドブック



もしかして、
ヤングケアラー？




このハンドブックは、県民の皆さまや学校、地域の子ども食堂、民生委員・児童委員など、日頃から子どもと接する機会が多い方が、ヤングケアラーに気づいたときに、相談窓口につなぐことができるよう「支援制度」をまとめたものです。



「キビタン」©福島県

令和6年3月

 福島県

目次

●福島県内のヤングケアラーが担っている役割と支援につながる制度等 (p.2)

令和4年度に実施した「子どもの生活実態に関するアンケート調査」結果から見えたヤングケアラーが担っている役割と支援策として検討される既存福祉制度等、本ハンドブックの概要版。

●ヤングケアラーとは？ (p.3)

ヤングケアラーとは、「本来は大人が担う家族の世話、家事、介護を日常的に行っている18歳未満の子ども」のことをいい、お世話を担うことによる影響について掲載。

●「学校」や「地域」における主な支援者（支援機関）の役割 (p.4)

「学校」や「地域」の支援者（支援機関）の役割について掲載。地域住民の見守りを含め、必要に応じて連携した支援が必要。

●ヤングケアラー相談窓口 (p.5)

1. 市町村の相談窓口 (p.5)
2. ヤングケアラーとその家族が利用できる相談窓口 (p.5)
 - (1) ふくしまヤングケアラーSNS 相談窓口 (p.5)
 - (2) ふくしま子ども SNS 相談 (p.5)
 - (3) 親子のための相談 LINE (p.5)
 - (4) 子どものための24時間電話相談「ふくしま24時間子ども SOS」 (p.5)
 - (5) 児童相談所相談専用ダイヤル (p.5)
 - (6) チャイルドライン (p.6)

主たる相談窓口を「市町村の子ども家庭センターまたはヤングケアラー相談窓口」と位置づけ、その他、ヤングケアラーとその家族が利用できる電話、LINE 等による相談窓口の紹介。

●こどもの居場所 (p.6)

こどもが安心して過ごすことができる「こども食堂」等、福島県内のこどもの居場所づくりの紹介。

●ヤングケアラー支援につながる制度 (p.7)

1. 介護保険制度 (p.7)
 - (1) 介護保険のしくみ (p.7)
 - (2) 相談・申請から要介護認定までの流れ (p.7)
 - (3) ヤングケアラーからの相談とサービス利用例 (p.8)
2. 障がい福祉制度 (p.9)
 - (1) 障害者手帳について (p.9)
 - (2) 障害者総合支援法に基づくサービス (p.9)
 - ① 相談・申請から障害支援区分認定までの流れ (p.9)
 - ② ヤングケアラーからの相談とサービス利用例 (p.10)
3. こども・子育て世帯への支援 (p.11)
 - (1) 子育て世帯訪問支援事業 (p.11)
 - (2) 子育て応援ポータルサイト「すくすくひろば」 (p.11)
 - (3) 地域子ども・子育て支援事業 (p.11)
 - (4) ヤングケアラーからの相談とサービス利用例 (p.12)
 - (5) 経済的支援 (p.13)
4. 生活支援 (p.14)
 - (1) ひとり親家庭への支援 (p.14)
 - (2) 多子世帯への支援 (p.14)
 - (3) 生活困窮世帯への支援 (p.14)
 - (4) 生活保護 (p.14)
5. 外国人住民への支援 (p.15)

ヤングケアラーとその家族が家庭状況（お世話の内容・役割）に応じて利用できる既存福祉サービスと相談窓口等について、想定事例を交えて紹介。

●ヤングケアラー支援に関するQ&A (p.16)

「ヤングケアラー」早期発見チェックシート〈学校・地域用〉(p.17)

「ヤングケアラー」早期発見チェックシート〈児童・生徒用〉(p.18)

学校や地域でヤングケアラーの疑いがあるこどもに気づいた大人がチェックし、児童・生徒用のチェックシートとあわせて市町村子ども家庭センター等、相談窓口へつなぐためのツールとして活用。

●福島県内のヤングケアラーが担っている役割と支援につながる制度等

(令和4年度「子どもの生活実態に関するアンケート調査」結果から)

ヤングケアラーが担っている役割

もしかしたら
ヤングケアラーかも？

ヤングケ
アラ
って何？
(p.3)

《こどもへの影響》

⇒遅刻や早退がふえる、学校を休みがちになる、宿題や勉強する時間がとれない、成績が下がる、部活動に参加できない、友だちと遊ぶことができない、休息がとれない、疲労蓄積 など



高齢や認知症等の祖父母の食事や入浴、トイレなどの介護・介助、見守りをしている。



病気や身体・知的・精神障がいがある父母の介護・介助、通院への同行、服薬管理などをしている。



身体・知的障がいがあるきょうだいの介護・介助、見守りをしている。



幼いきょうだいの世話をしている。



大人と一緒にいる食事の準備等の家事をしている。



ひとり親、多子などの理由で生活に困っており、家族を支えるためにアルバイトをしている。



外国籍の家族の通訳をしている。

介護保険
制度
(p.7~)

こども・子育て
世帯への支援
(p.11~)

障がい福祉
制度
(p.9~)

生活支援
(p.14)

外国人住民
への支援
(p.15)

どこに相談したらいいか
分からない???

「市町村のこども家庭センターまたは
ヤングケアラー相談窓口」へ相談



「相談先の一覧」

安心して過ごせる
場所はあるの？

市町村には
連絡しづらい…

〈学校〉教員、スクールソーシャルワーカー等へ相談
〈地域〉民生委員・児童委員へ相談

こどもの居場所
づくりの紹介
(p.6)

●ヤングケアラーとは？

本来は大人が担う家族の世話、家事、介護を日常的に行っている18歳未満のこどものことをいいます。



障がいや病気のある家庭に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

こども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>) (参照 2024-01-16)

お世話を担うことによる影響

勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛のない時間といった「**こどもとしての時間**」を過ごせなくなる（こどもの時期に必要な体験ができなくなる）ことは、こどもの健康面や学業、友人関係に影響を及ぼし、さらには進学や就職、結婚といった将来設計にまで影響を及ぼします。

「**子どもの権利条約**」に定められている「遊ぶ」「教育を受ける」「健康でいられる」などの権利は守られているでしょうか？必要な「医療」や「社会保障」は受けられているでしょうか？



宿題や勉強をする時間がとれない



部活動に参加できない



友だちと遊ぶことができない



眠る時間が十分に
とれない



遅刻・早退をしてしまう

自分は（あの子は）ヤングケアラーかもしれない???

⇒「ヤングケアラー」早期発見チェックシート (p.17,18) をチェックしてみましょう！

● 「学校」 や 「地域」 における主な支援者（支援機関）の役割

相談内容や家庭状況等から、必要に応じて連携した支援を行います。

学校

先生やSSW、SCなどがヤングケアラー等の気持ちに寄り添いながら話を聴いたり見守りを行ったりします。支援の必要があれば市町村等へつなぎます。悩みや困っていることがあれば相談してください。

* SSW（スクールソーシャルワーカー）：

児童・生徒から家庭での悩みや困りごとなどを聴き、家庭環境等の改善に向けて、家庭と福祉等関係機関との橋渡しを行います。

* SC（スクールカウンセラー）：

心理の専門家であり、ヤングケアラー等への「こころのケア」を行います。



市町村（こども家庭センターまたはヤングケアラー相談窓口）

ヤングケアラー相談窓口を設置しています。支援が必要な場合には、その中心的役割を担い、関係機関とともに支援方針や役割分担を決定し、家庭の問題解決に向けた支援（サービスの導入等）を行います。

●ヤングケアラー支援につながる制度 p.7～

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等

介護等が必要な家族を支援しているケアマネジャー等が、ヤングケアラーなど家族介護者の支援を行います。家族の負担を軽減し、健康面や学業等への影響を最小限にできるように、相談対応や介護保険サービスの利用等について、検討・調整等を行います。

●介護保険制度 p.7,8

相談支援事業所等

障がいがあり介護等が必要な家族を支援している相談支援事業所等の相談支援専門員が、家族の負担を軽減するための相談対応や障がい福祉サービスの利用等について、情報提供や助言を行います。

●障がい福祉制度 p.9,10

民生委員・児童委員

地域の身近な相談役として、定期的に自宅を訪問し、家族の悩みや困りごとに対する相談支援を行います。状況に応じ、市町村に連絡・相談しながら、地域で見守り等を行います。

こどもの居場所

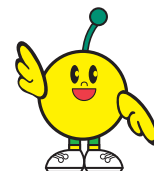
こどもの居場所として、食事や遊びの提供、学習支援などを行います。気になる利用者がある場合には、話を聴いたり近くで見守りを行ったりします。

●こどもの居場所 p.6



地域住民による見守り

「学校」やあなたが生活している「地域」には、あなたや家族をサポートしたいと思っている人たちがいます。つらいときは我慢せずに、あなたが信頼できる大人にSOSを発信してください。



「キビタン」© 福島県

●ヤングケアラー相談窓口

ヤングケアラーとその家族が利用できる相談窓口があります。

詳しくは、福島県児童家庭課ホームページに掲載していますので、下記二次元コードで検索してください。

「福島県 ヤングケアラーの相談先」 検索



「相談先の一覧」

1. 市町村の相談窓口

ヤングケアラーとその家族への支援の主体は市町村となっており、各市町村にヤングケアラーに関連する各種相談窓口が設置されています。

「**こども家庭センター**」が設置されている市町村では、ヤングケアラーの相談対応から支援までワンストップで受けることができます。

2. ヤングケアラーとその家族が利用できる相談窓口

(1) ふくしまヤングケアラーSNS 相談窓口（福島県児童家庭課）

ヤングケアラーの方やその家族の方向けに、LINE を使った相談窓口を設けています。家族のお世話をしていく中で感じた不安や困っていること、日常の様々な悩み、自身の思いなど、匿名・無料で相談できますので、一人で抱え込まずにまずは相談してください。



(2) ふくしま子ども SNS 相談（福島県教育委員会）

児童・生徒のみなさんの不安や悩みを LINE で相談することができます。

友だち追加にはパスワードが必要ですので、学校の先生から教えてもらってください。

(3) 親子のための相談 LINE（福島県児童家庭課）

家族関係の悩みごとや子育てに対する不安などを LINE で相談することができます。

ひとりで悩まず、ご相談ください。匿名で相談ができ、相談料も無料です。

(4) 子どものための24時間電話相談「ふくしま24時間子ども SOS」(福島県教育委員会)

いじめなど困ったことがあったら、一人で悩まず、電話で相談してください。

24時間いつでも電話することができ、通話料金はかかりません。

☎0120-916-024 (24時間受付)



(5) 児童相談所相談専用ダイヤル

18歳未満のお子さんのあらゆる相談をお受けしています。

相談は24時間、無料で受けつけています。

☎0120-189-783 (24時間受付)

お近くの児童相談所につながります。

(6)チャイルドライン

18歳未満のこどもが利用できるこどものための電話です。嬉しいこと、悲しいこと、不安や困っていることなど、様々なことを電話で伝えることができます。

こどもたちの気持ちに寄り添うこと、対話することを中心とした活動です。毎日午後4時～午後9時まで匿名で電話することができ、通話は無料です。

☎0120-99-7777

「こども」としての時間
「こども」としての時間
過ぎていませんか？

ヤングケアラーとは？
本来は人人が担う家族の世話を、家事、介護を日常的に行っている18歳未満のこどものことをヤングケアラーといえます。

相談無料
家族や自分に関するお悩みを相談してみませんか？

ふくしまヤングケアラーSNS相談窓口

対応時間 16時00分～21時00分
(土日祝日、12/29～1/3を除く)
※相談は24時間受け付けています

あなたの存在なく、あなた自身が特定されるかたちで、ご相談内容を漏らげに伝えることはありません。安心してご相談ください。

LINEでも気軽に相談ください。
ふくしまヤングケアラーSNS相談窓口はこちらの二次元QRコードでアクセスできます。
LINE 友だち追加はこちら▶

福島県こども未来局児童家庭課
お問い合わせ先: 024-521-8665
委託会社: エースチャイルド株式会社

福島県こども未来局児童家庭課
「ヤングケアラー」を知っていますか？

しんやう ひょうき 障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。
しんやう ひょうき 障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
あるこーる・やくぶつ ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
かぞく か あそび 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。勉強する時間がない。

こども家庭庁HPより

こんなことで困っていませんか？そんな時は気軽に相談してみましょう。

家族のお世話が忙しいために「学校に行くことができない」などの困ったことがあるときは…

- 学校の先生に相談してみましょう
先生、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が相談に応じます。
- 電話で相談もできます

ふくしま24時間子どもSOS	☎0120-916-024
教育相談電話「ダイヤルSOS」	☎0120-453-141 (平日10時から17時)
児童相談所相談専用ダイヤル	☎0120-189-783

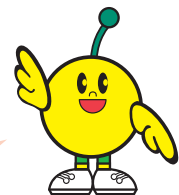
- LINEで相談もできます
ふくしま子どもSNS相談(友だち追加にはパスワードが必要です。パスワードは学校の先生から教えてもらってください)
- 家族のお世話で困ったときは…
「ふくしまヤングケアラーSNS相談窓口」がLINEで相談に応じます。
抱え込まずにまずは相談してください。(パスワードはいりません。)

相談先の一覧
QRコード

ふくしまヤングケアラーSNS相談窓口
QRコード
LINE
友だち追加はこちら

令和5年度に作成した SNS 相談窓口のポスター（左）とヤングケアラーカード（右上、右下）

県内の小学生・中学生・高校生に配布したヤングケアラーカードやチラシ、学校に貼ってあるポスターにも相談先が書いてあるから活用してね！



「キビタン」© 福島県

●こどもの居場所

こどもが安心して過ごすことができる居場所として、県内にも民間団体が運営することも食堂や学習、遊びなどを提供する施設が整備されています。こどもだけではなく大人も利用可能な施設があります。活動内容等詳しくは、福島県こども・青少年政策課ホームページをご覧ください。

「福島県 こどもの居場所づくり支援」

検索



●ヤングケアラー支援につながる制度

1. 介護保険制度

(1) 介護保険のしくみ

介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくために、社会全体で支えていく制度です。介護が必要となったときには、費用の一部（1～3割）を負担することで、介護保険サービスを利用することができます。

申請等については、まずはお住まいの**市町村介護保険担当窓口**へ相談いただいたうえで、最寄りの**地域包括支援センター**へご相談ください。



第1号被保険者：65歳以上の方

寝たきりや認知症などにより介護が必要な状態（要介護状態）になったり、家事や身じたく等、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった場合にサービスを利用できます。



第2号被保険者：40～64歳までの方

特定疾病*により、要介護状態や要支援状態になった場合にサービスを利用することができます。

※特定疾病

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

地域包括支援センターってなにをするところ？

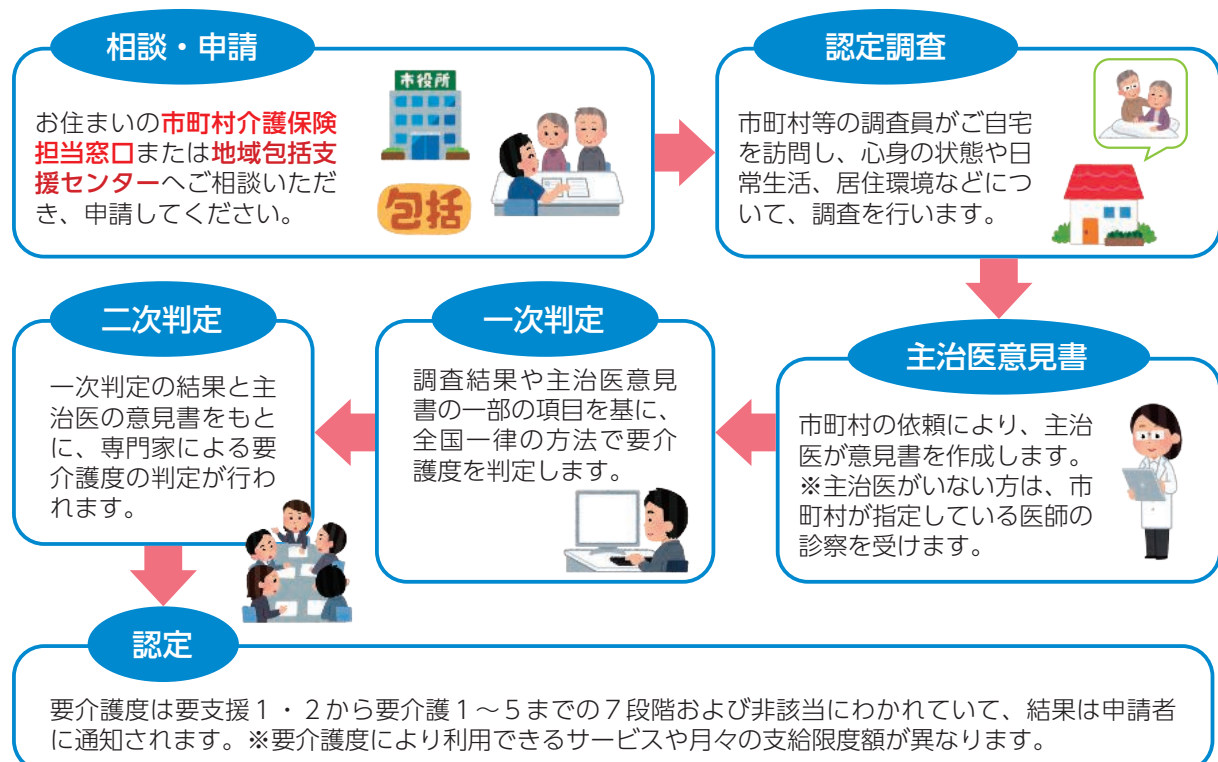
地域包括支援センターは、高齢者の「総合相談窓口」として、介護や介護予防、保健福祉サービス、日常生活での困りごとなどの相談に対応しています。



「キビタン」©福島県

(2) 相談・申請から要介護認定までの流れ

介護保険サービスを利用するためには、**要介護認定**を受ける必要があります。



(3) ヤングケアラーからの相談とサービス利用例〈介護保険〉

下記事例のような悩み・困りごとがある場合は、**市町村の子ども家庭センター**または**介護保険担当窓口**へ相談してください。支援者の方（相談を受けた方）は、市町村へつないでください。家庭の状況等に応じて利用できるサービスを検討します。

●相談事例 1

おばあちゃんの食事介助や入浴介助をするのが大変。親は忙しいし、自分がやるしかないのかな。宿題どうしよう。



●相談事例 2

認知症のおじいちゃんのお世話で今日も部活に行けなかった。おじいちゃんのこと好きだけど、もう限界だよ。



●居宅サービス

訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事や入浴、排せつなどの介護（介助）や調理、掃除などの生活援助を行います。

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等へ通い、日帰りで食事、入浴、排せつなどの介護、機能訓練、レクリエーションが受けられます。

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が自宅を訪問して、浴槽の提供等による入浴介護を行います。

●地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護

施設への「通い」を中心に、食事、入浴、排せつなどの介護や機能訓練が受けられます。状況や希望に応じて、「訪問」や「宿泊」によるサービスを組み合わせることもできます。

地域密着型通所介護

デイサービスセンター等へ通い、日帰りで食事、入浴、排せつなどの介護や機能訓練、レクリエーションなどが受けられます。

認知症対応型通所介護

認知症の方がデイサービスセンター等へ通い、日帰りで食事、入浴、排せつなどの介護や機能訓練などが受けられます。

●相談事例 3

お母さんが体調を崩して入院してしまった。ご飯の準備や夜、脳梗塞の後遺症があるお父さんのトイレの介助をされていて、朝起きられないし、学校に来るのもつらい。もう疲れた。



担任の先生

●居宅サービス

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等に短期間入所し、食事や入浴、排せつなどの介護（介助）や機能訓練などが受けられます。

期待される結果

- * 子どもの権利が守られ、「こどもとしての時間」が確保される
- * 介護対象者への安全、安心な支援
- * ヤングケアラーと家族の身体的・心理的負担の軽減

2. 障がい福祉制度

(1) 障害者手帳について

障害者手帳とは、障がいによって自立が困難な方や日常生活において支援を必要とする方に交付される手帳です。障害者手帳を提示することで、医療費の助成や各種手当（特別児童扶養手当等）の支給、税金の控除、公共交通機関等の割引などが受けられます。

申請等詳しくは、お住まいの**市町村障がい福祉担当窓口**へご相談ください。

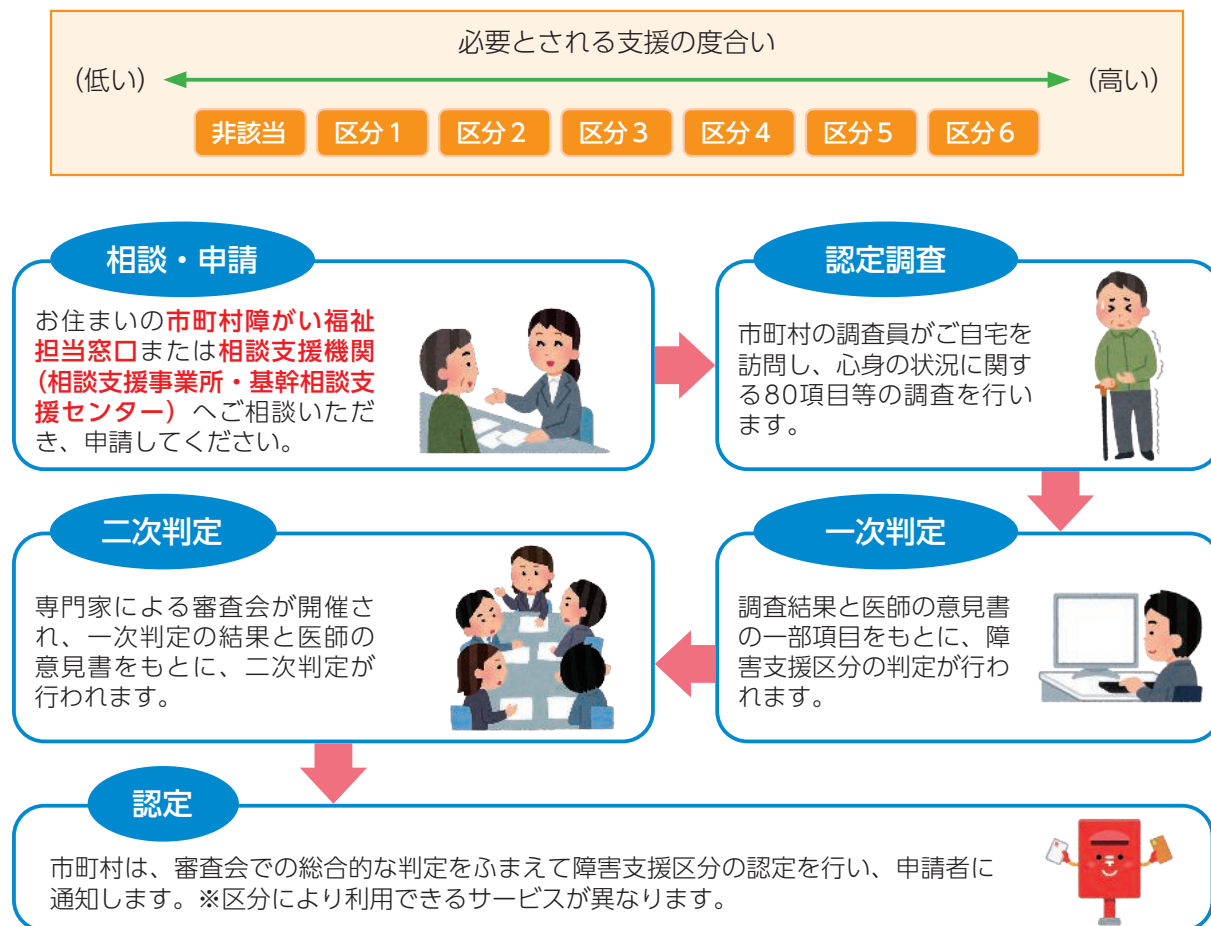
(2) 障害者総合支援法に基づくサービス

障害者総合支援法は、障がいがある方の日常生活や社会生活の支援、福祉の増進、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現などを目的とした法律です。この法律を基に、障がいがある方や難病の方（厚生労働省指定）を対象とした「介護給付」「訓練等給付」などの各種サービスを提供しています。

申請等については、まずはお住まいの**市町村障がい福祉担当窓口**へ相談いただいたうえで、最寄りの**相談支援事業所**または**基幹相談支援センター**へご相談ください。

① 相談・申請から障害支援区分認定までの流れ

「介護給付」を希望する場合は、**障害支援区分認定**を受ける必要があります。障がいの多様な特性、その他心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。



基幹相談支援センターと相談支援事業所ってなにをするところ？

基幹相談支援センターは、地域の福祉に関する相談・支援の中心的役割を担う機関です。障がいのある方や家族からの相談対応の他、地域の支援機関のサポート・連携強化なども行っています。基幹相談支援センターに相談することで、相談対応から支援までワンストップで受けることができます。

相談支援事業所は、障がいのある方やその家族から相談を受けて、福祉サービスを受けるための手続きや様々な福祉サービスの情報提供、助言等を行っています。



「キビタン」© 福島県

②ヤングケアラーからの相談とサービス利用例〈障がい福祉〉

下記事例のような悩み・困りごとがある場合は、**市町村のこども家庭センター**または**障がい福祉担当窓口**へ相談してください。支援者の方（相談を受けた方）は、市町村へつないでください。家庭の状況等に
応じて利用できるサービスを検討します。

●相談事例 1

半年前、お父さん（50代）が交通事故にあって、下半身が動かなくなった。お母さんと一緒にお父さんをお風呂に入れているけど、正直、怖いし、疲れちゃった。お父さんはできないことにイライラしているし、お母さんは、「ごめんね」ばかり言っている。お母さんも大丈夫かなあ。

子ども SOS 相談



●介護給付

● 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事や入浴、排せつなどの介護（介助）や掃除、洗濯などの家事援助等を行います。

● 生活介護

昼間、障害者サービス事業所等へ通い、食事、入浴、排せつなどの介護（介助）や創作活動等を行います。

● 短期入所（ショートステイ）

障害者支援施設等に短期間入所し、食事や入浴、排せつなどの介護（介助）が受けられます。

●訓練等給付

● 自立訓練（機能訓練）

昼間、障害者サービス事業所等へ通い、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーション等を行います。

● 自立訓練（生活訓練）

昼間、障害者サービス事業所等へ通い、食事、入浴、排せつなど、自立した日常生活を送ることができるようにするため、必要な訓練等を行います。

●地域生活支援事業

● 訪問入浴サービス

介護職員と看護職員が自宅を訪問して、浴槽を提供した入浴介護を行います。

●相談事例 2

お母さんは精神障がいがあり、不安が強いし、感情の起伏も激しい。症状がひどいと何もしないで寝ているから、自分が学校を休んで家事をするしかない。病院に通っていたときもあったけど、最近はお金に余裕がなくて治療をやめてしまった。



●自立支援医療

● 精神通院医療

精神障がいがあり、通院による継続的な治療が必要な方に対して医療費の自己負担分を助成します。※訪問看護も対象

●相談事例 3

弟は障がいがあり、特別支援学校に通っている。学校から帰ったら、両親が帰ってくるまで弟と2人で過ごしている。目を離すと危ないから、ずっと家にいる。友達と遊ぶことができないし家にも呼べない。



SSW



●障害児通所支援

● 放課後等デイサービス

障がいがある小・中・高の児童を対象に、日常生活上の支援や訓練、学習指導、地域交流の場などを提供します

期待される結果

- * 子どもの権利が守られ、「こどもとしての時間」が確保される
- * 医療機関への適切な受診（治療継続）による症状の安定
- * 介護（見守り）対象者への安全、安心な支援
- * ヤングケアラーと家族の身体的・心理的負担の軽減

3. こども・子育て世帯への支援

(1) 子育て世帯訪問支援事業

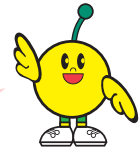
家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等の支援が必要な家庭にヘルパーを派遣して、家庭が抱える不安や悩みを傾聴したり家事・育児等の支援を行ったりします。

事業内容、サービス利用料等は市町村によって異なります。

詳しくはお住まいの**市町村のこども家庭センターまたは担当窓口**へお問い合わせください。

※実施していない市町村もあります。

介護保険や障がい福祉制度など、既存の福祉サービスでは支援対象とはならない、「こども」と「子育て世帯」への支援だよ！



「キビタン」© 福島県

事業内容

●家事に関すること

- * 食事の準備や後片付け
- * 衣類の洗濯
- * 室内の掃除、整理整頓
- * 買い物の代行

など



●育児に関すること

- * 授乳
- * おむつ交換
- * 沐浴介助
- * 宿題の見守り

など



●子育て等に関する不安や悩みの傾聴・相談・助言

●地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供

●支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告

(2) 子育て応援ポータルサイト「すくすくひろば」

福島県が運営する子育て応援ポータルサイトで、子育てに役立つ情報を発信しています。「福島県すくすくひろば」で検索できます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て世帯を支援するため、市町村が地域の实情に応じて様々な子育て支援の取り組みを実施しています。事業内容は市町村によって異なります。

詳しくはお住まいの**市町村のこども家庭センターまたは担当窓口**へお問い合わせください。



※黄色部分「家庭支援事業」

(4) ヤングケアラーからの相談とサービス利用例〈こども・子育て支援〉

下記事例のような悩み・困りごとがある場合は、**市町村のこども家庭センターまたは担当窓口**へ相談してください。支援者の方（相談を受けた方）は、市町村へつないでください。家庭の状況等に応じて利用できるサービスを検討します。

●相談事例 1

お母さんは、お父さんと離婚してから、毎日夜遅くまで、頑張っている。だから自分が弟と妹の面倒をみている。別に嫌じゃないけど、友達と一緒に学校の特設クラブに入りたいなあ。



●子育て世帯訪問支援事業

ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事の準備や掃除等の家事、幼いきょうだいの世話、見守り等を行います。

●地域子ども・子育て支援事業

延長保育事業

保育の必要性のあるこどもに、認定こども園、保育所等の通常の利用日および利用時間を超えて保育を提供します。

ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を行うことを希望する方が保護者に代わって、幼稚園や保育所等への送迎や学校終了後の預かり等を行います。

放課後児童クラブ

保護者が仕事などで、昼間家にいない家庭の小学生を対象に、授業終了後、児童館や公民館などで適切な遊びや生活の場を提供します。

●相談事例 2

(ひとり親・多子世帯の) お母さんが、夜働いていて、疲れてるのかな？こどもたちの世話や家のことができていないみたい。つい先日は、中学生のお姉ちゃんが保育所へ通っている弟の送迎をしていて、日中、近くのスーパーでもよく見かけるようになった。学校にも行っていないようだ。



児童委員

●子育て世帯訪問支援事業

ホームヘルパーが自宅を訪問して、買い物代行等の家事や育児のサポートを行います。また、保護者の不安や悩みを傾聴し、必要に応じて、地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供を行います。

●地域子ども・子育て支援事業

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭での適切な養育の実施を確保します。上記「子育て世帯訪問支援事業」と類似する支援もありますが、この事業ではより専門的な指導・助言を行います。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、認定こども園や保育所等で一時的に預かります。

ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を行うことを希望する方が保護者に代わって、幼稚園や保育所等への送迎や学校終了後の預かり等を行います。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気や出産、育児疲れなどの社会的事由によって児童の養育が一時的に困難になったとき、児童を児童養護施設等で預かります。

期待される結果

- * 子どもの権利が守られ、「こどもとしての時間」が確保される
- * 適切な養育の実施と養育環境の確保
- * 親子のふれあいの時間の確保
- * ヤングケアラーと家族の身体的・心理的負担の軽減

(5) 経済的支援

こどものすこやかな成長と子育て世帯の経済的負担を軽減するため、以下のような支援を行っています。申請等詳しくは、お住まいの**市町村の子ども家庭センターまたは担当窓口**へお問い合わせください。

〈子どもの医療費助成〉

こどもたちが安心して医療を受けられるよう、医療費（健康保険適用の診療を受けた時に支払う自己負担額）の助成を行っています。

福島県では、18歳以下（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の医療費を無料化しています。

〈児童手当〉

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している家庭が受け取れる手当のことです。お子さんの年齢に応じて、一人あたりの支給額が決定します。令和6年10月分から所得制限が撤廃され、支給対象が高校生まで拡大されます。（※公務員家庭は勤務先での申請となります）

〈幼児教育・保育の無償化〉

幼稚園、保育所、認定子ども園などを利用する3歳児クラス（年少）から5歳児クラス（年長）のお子さん及び市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスのお子さんを対象に、幼児教育・保育の無償化を実施しています。



4. 生活支援

一般に、「ヤングケアラー」となる要因には、病気や高齢等で介護が必要な家族がいる他、「貧困」「ひとり親」といった家庭環境が影響する場合もあると言われています。

そのため、ヤングケアラーとその家族が経済的に自立し、安心して生活するための支援も重要となります。

(1) ひとり親家庭への支援

経済的に厳しい状況におかれたひとり親家庭への自立支援として、相談窓口の設置や経済的支援（児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付金等）、生活支援、母子家庭等就業・自立支援センター等による就業支援などを行っています。

相談窓口や支援内容については、「[「ふくしまシングルママ&パパ ハンドガイド」](#)（福島県児童家庭課発行）に掲載していますのでご覧ください。

「ふくしまシングルママ&パパ」

検索

(2) 多子世帯への支援

*多子世帯保育料支援

多子世帯における経済的負担を軽減するために、保育所等（対象施設）を利用する第2子以降のお子さんの保育料の一部を助成します。

申請等詳しくは、お住まいの[市町村の担当窓口](#)へお問い合わせください。

(3) 生活困窮世帯への支援（生活保護を除く）

生活が困窮している家庭への自立支援として、相談窓口の設置や住居確保給付金の支給、就労支援（就労に向けた準備支援を含む）、家計管理の支援、こどもの学習支援等を行っています。

相談窓口や支援内容については、[福島県社会福祉課ホームページ](#)をご覧ください。

「福島県 生活困窮者自立支援」

検索

(4) 生活保護

生活保護とは、生活に困っている方に、その状況に応じ、必要な保護を行うとともに、一日も早く自分の力で生活できるように援助する制度です。申請等詳しくは、お住まいの地域を所管する[福祉事務所（福島県保健福祉事務所及び各市で設置している福祉事務所）](#)にご相談ください。

相談窓口や支援内容（生活保護のしおり等）については、[福島県社会福祉課ホームページ](#)にも掲載されていますのでご覧ください。

「福島県 生活保護」

検索

〈扶助の種類〉

- *生活扶助：日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱費等）
- *介護扶助：介護サービスの費用
- *教育扶助：義務教育を受けるために必要な学用品等の費用
- *住宅扶助：アパート等の家賃
- *医療扶助：診察や薬剤費など医療サービスの費用
- *出産扶助：分娩前後の処置にかかる費用
- *生業扶助：就労に必要な技能の修得等にかかる費用（高等学校への就学費用を含む）
- *葬祭扶助：葬祭費用

5. 外国人住民への支援

外国人住民のヤングケアラーの中には、行政手続き等で、日本語を母語としない家族の通訳のために学校を欠席し、市役所（町村役場）等に同行するといった例もあります。

福島県国際交流協会が運営している「福島県外国人住民のための相談窓口」では、外国語での生活相談に応じるとともに、外国人住民が行政機関に連絡する際に、電話による無料通訳サービスを行っています（通話料は有料）ので、ご相談ください。

「福島県 外国人住民のための相談窓口」

検索

福島県国際交流協会では、外国人住民からの生活相談について13言語で対応しています。

日本での生活で困ったことがあれば、ご相談ください。相談と電話通訳は無料で LINE 通話での相談もできます。詳しくは、[福島県国際交流協会ホームページ](#)をご覧ください。

*対応言語（13言語）

日本語、中国語、英語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、ウクライナ語、ロシア語

〈外国人住民のための相談窓口〉

〒960-8103 福島市舟場町2番1号 福島県庁舟場町分館2階 福島県国際交流協会
TEL：024-524-1316（専用電話） E-mail：ask@worldvillage.org（相談専用）

「福島県 やさしい日本語」

検索

外国人住民の国籍が多様化する中で、外国人住民とのコミュニケーションにあたっては、分かりやすく伝わりやすいように簡単な単語や表現に言い換えたり理由を加えたりした「やさしい日本語」を活用することが有効です。

詳しくは、[福島県国際交流協会ホームページ](#)をご覧ください。



●ヤングケアラー支援に関するQ&A

Q1：自宅での介護を希望している祖父がいます。「介護保険サービス」と「障がい福祉サービス」のどちらにも該当するようですが、どちらを使えばいいのでしょうか？

A：原則介護保険サービスが優先されます。

しかし、サービス内容や機能から、介護保険には相当するものがない障害福祉サービス固有のものや市町村が適当と認めるサービス支給量が介護保険サービスのみによって確保することができない場合等は、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることができます。

まずはお住まいの**市町村介護保険担当窓口**、**地域包括支援センター等**へ相談してください。

Q2：ハンドブックに、必要と思われる支援内容が載っていませんでした。他にできることはありますか？

A：他のサービス利用等を含めできる支援があります。

ハンドブックには、ヤングケアラーとその家族が利用できる公的福祉サービスの一部を掲載しています。支援が必要なヤングケアラーに気づいた場合は、民間団体が行っている支援等の活用も含め、支援策を検討する必要がありますので、まずは「**市町村のこども家庭センターまたはヤングケアラー相談窓口**」へ相談してください。

サービス利用以外にも、相手の気持ちに寄り添って話を聴いたり見守ったりするといった身近でできる支援もあります。

Q3：高齢者支援をしていますが、ヤングケアラー支援についてもっと詳しく知りたいです。どこに相談すればいいのでしょうか？

A：市町村のこども家庭センターまたはヤングケアラー相談窓口へ相談してください。

また、支援者向けに福島県が発行した「ヤングケアラー支援マニュアル」には、ヤングケアラー支援の必要性や考え方、方法等について、詳しく掲載していますのでご覧ください。

※「**福島県ヤングケアラー支援マニュアル**」で検索しダウンロードしてください。

下記二次元コードでも検索できます



「ヤングケアラー」早期発見チェックシート〈学校・地域用〉

●ヤングケアラーとは

本来は大人が担う家族の世話、家事、介護を日常的に行っている18歳未満のこどものことをいい、家族のお世話等を担うことで、健康面や学校生活などに影響を及ぼす場合があります。

学校や地域に気になるお子さんがいる場合には、下記チェックリストをご活用ください。

身近なところにヤングケアラーがいるかもしれません。

●学校用チェックリスト

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 欠席が目立つ | <input type="checkbox"/> 宿題や持ち物を忘れることが多い |
| <input type="checkbox"/> 遅刻・早退が多い | <input type="checkbox"/> 学校に必要な物を用意してもらえない |
| <input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い | <input type="checkbox"/> 学校に提出する書類の遅れや忘れることが多い |
| <input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていない | <input type="checkbox"/> 部活を途中でやめた（休みが多い） |
| <input type="checkbox"/> 授業中、居眠りをしていることが多い | <input type="checkbox"/> 修学旅行等の宿泊行事を欠席する |
| <input type="checkbox"/> 学力が低下している | <input type="checkbox"/> 諸会費の未納や遅れがある |
| <input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある | <input type="checkbox"/> その他（気になること） |
| <input type="checkbox"/> ひどく疲れた様子がある | |

●地域用チェックリスト

- 学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
- 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある
- 家族の介護（介助）をしている姿を見かけることがある
- 幼いきょうだいの送迎をしている姿をよく見かける
- 幼稚園や保育園に通園しなくなった
- 季節に合わない服装や汚れた服を着て歩いている
- その他（気になること）



チェック✓の結果「ヤングケアラーの可能性がある」場合は、**こども家庭センターまたはヤングケアラー相談窓口**へ！

お住まいの地域の**民生委員・児童委員**にも相談できます。

※相談の際、別紙：児童・生徒用チェックシートもあわせてご活用ください。



「相談先の一覧」

※虐待の可能性が高い場合は、すぐに**上記相談窓口または児童相談所**（☎0120-189-783）へ連絡してください。

参考：「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「ヤングケアラーの早期発見・ニーズの把握に関するガイドライン(案)」

「ヤングケアラー」 早期発見チェックシート そ う き は っ け ん じ ど う せ い と よ う 〈児童・生徒用〉

●ヤングケアラーとは？

本来は、大人がするような家族の世話や家事などを日常的に行っているこどものことをいいます。

●もしかしたらヤングケアラーかも？

ヤングケアラーが家族のために行っている支援と日常生活への影響を、下にあるチェックリストにあげてみました。あなたにもあてはまるかチェック✓してみましょう。

チェック1

<input type="checkbox"/>	障がいや病気のある家族に代わって、買い物や料理、洗濯などを行っている		<input type="checkbox"/>	家族に代わって、幼いきょうだいの世話や見守り、保育園などの送り迎えをしている	
<input type="checkbox"/>	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りを行っている		<input type="checkbox"/>	認知症など目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている	
<input type="checkbox"/>	日本語が話せない家族や障がいがある家族のために通訳をしている		<input type="checkbox"/>	家族の生活を支えるためにアルバイトをしている	
<input type="checkbox"/>	お酒などの問題を抱えている家族の面倒や感情のサポートをしている		<input type="checkbox"/>	がんや難病などの病気の家族の看病をしている	
<input type="checkbox"/>	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている		<input type="checkbox"/>	障がいや病気のある家族の入浴やトイレなどの介助をしている	

チェック2

	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
宿題や勉強をする時間がとれない		自分の時間がとれない		友達と遊ぶことができない		睡眠時間が十分にとれない		遅刻・早退をしてしまう	

●チェックリストの結果はどうでしたか？

1つでもチェックがあれば、学校の先生や友達など、あなたの周りの信頼できる人に話してみませんか？

チェック1、2の両方に✓がある場合は、とても心配な状況ですので、相談してください！

家族や自分のことを先生や友達に相談しづらいときには、「**ふくしまヤングケアラー SNS 相談窓口**」があります。専門の資格も持った相談員が、あなたの悩みや不安、困っていることについて、一緒に考えていきます。



福島県ヤングケアラー支援ハンドブック

令和6年3月版

福島県こども未来局児童家庭課

TEL 024-521-8665

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

本ハンドブックに関する最新の情報については、
児童家庭課ホームページでご確認ください。